

入札・契約事務に関する不当な情報提供要求への対応について

高畠町では、入札・契約事務を公正に執行するため、「高畠町建設工事等の入札・契約に関する不当な情報提供要求についての対応規程」を定め、町が発注する入札・契約業務について、職員が不当な情報提供要求等を受けた場合は、記録簿を作成し、その内容等を公表することとします。

不当な情報提供要求とは、

設計金額、予定価格、最低制限価格、入札参加者及び入札参加者数について、職員に情報提供を求める行為をいいます。

不当な情報提供要求等を受けた場合の対応

不当な情報提供要求等を受けたときは、組織として適切に対応します。

また、その内容及び相手方等を公表するとともに、その者が入札参加資格有資格者である場合は、指名停止措置を行います。